

## 猟銃等委託保管契約書

委託保管受託諾者（以下、甲という。）及び委託保管依頼書（以下、乙という。）は、この契約書の定めるところにより猟銃等の委託保管の契約を締結する。

この契約書は、双方1通ずつ保管するものとする。

契約の当事者

平成 年 月 日

委託保管受託者(甲) 社(店)名

代 表 者

㊞

住 所

委託保管依頼者(乙) 氏 名

住 所

㊞

(連絡先電話番号)

(猟銃等の委託保管期間)

第1条 甲が乙の委託による猟銃等の保管期間等は次のとおり。

平成 年 月 日より平成 年 月 日までの一年以内とする。

又、委託保管期間延長の場合は期間満了前にあらたに契約を締結するものとする。

(猟銃等の銃種及び数量)

第2条 委託保管する猟銃等の銃種及び数量は次のとおり。

銃種及び 丁数	ライフル銃( 丁)	散弾銃( 丁)	ライフル銃、 散弾銃 以外の猟銃 ( 丁)	空気銃( 丁)

2 銃所持許可番号、銃番号等は別添2の「銃砲保管台帳」に記載するものとする。

(猟銃等の受払の方法)

第3条 乙は委託保管した猟銃を受け取る時は、甲に当該の契約書及び猟銃・空気銃所持許可証(以下「銃所持許可証という」)を提示して猟銃等を受け取ること。代理人による猟銃等の受領はできないものとする。

2 乙は当該銃を甲の保管庫から預け入れ及び受け取る時は別添2の銃受払管理帳簿に所定事項を記載し、甲乙双方が確認印を押印又は署名すること。

3 保管期間中の預け入れ、払い出しは、甲の営業時間内とする。

(免責事項)

第4条 甲は、天災地変その他不可抗力に起因する一切の損害についてはその責めを負わないものとする。

2 甲は乙の猟銃等の保管期間における猟銃等の故障、傷、錆出等についてはその一切の責めを負わないものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、乙の猟銃等に損害が生じた場合には、甲が損害賠償の責を負う。

(保管契約満了時の措置)

第5条 委託保管契約満了の場合には、乙は甲に保管委託している猟銃等を10日以内に引き取らなければならない。又、委託保管期間が超え引取り日までの保管料は乙が負担する。

2 乙が保管期間を経過しても何らの連絡もなく、猟銃等を速やかに引き取らない場合は、当該銃の所持を放棄したものとみなし、甲は所管公安委員会と相談の上名義変更又は廃棄処理するものとする。その際に発生する費用は乙の負担とする。

(乙の法的義務)

第6条 乙は、委託保管期間中における猟銃等の所持許可有効期間失効等の法的な義務は、乙の責任において処理するものとし、甲はその責を負わない。又、乙の所持している猟銃等の失効があった場合は本契約による委託保管を終了したものとみなし、前条を適用する。

(保管料及び支払条件)

第7条 保管料は別途定めたとおりとする。

2 前項の保管料等の支払いは前払いとする。

(協議)

第8条 この契約に規定のない事項、若しくはこの契約に関する紛争解決は、双方信義誠実をもって協議する。